

銀行法施行規則第34条の26

三井住友
フィナンシャルグループ

銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 経営の組織(銀行持株会社の子会社等(法第52条の25に規定する子会社等(法第52条の29第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く)以下この項において同じ)の経営管理に係る体制を含む)	36、38
2. 資本金及び発行済株式の総数	115
3. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
①氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	116
②各株主の持株数	116
③発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	116
4. 取締役及び執行役の氏名及び役職名	
5. 会計監査人の氏名又は名称	73

銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

6. 銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	本書冒頭、 36、38、39、42～47
7. 銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
①名称	44～47
②主たる営業所又は事務所の所在地	44～47
③資本金又は出資金	44～47
④事業の内容	44～47
⑤設立年月日	44～47
⑥銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	44～47
⑦銀行持株会社の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	44～47

銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

8. 直近の事業年度における事業の概況	6～7
9. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①経常収益	72
②経常利益又は経常損失	72
③親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失	72
④包括利益	72
⑤純資産額	72
⑥総資産額	72
⑦連結自己資本比率	72

銀行持株会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

10. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	73～75、77～78
11. 銀行持株会社及びその子会社等の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	113
②危険債権	113
③三月以上延滞債権	113
④貸出条件緩和債権	113
⑤正常債権	113
12. 自己資本の充実の状況	117～198
13. 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項(12.に掲げる事項を除く)	199～202
14. 連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報	107～108
15. 銀行持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	73
16. 連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	117

報酬等に関する事項

369～373

銀行法施行規則第19条の2(単体)

三井住友銀行

銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 経営の組織(当該銀行が他の銀行又は銀行持株会社の子会社でない場合にあっては、当該銀行の子会社等(法第21条第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く)の経営管理に係る体制を含む)	42～43
2. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
①氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	270
②各株主の持株数	270
③発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	270
3. 取締役の氏名及び役職名	40～41
4. 会計監査人の氏名又は名称	236
5. 営業所の名称及び所在地	48～64、65、66
6. 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項	
①当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名	58～59
②当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称	58～59

銀行の主要な業務の内容(信託業務を営む場合においては、信託業務の内容を含む)

本書冒頭

銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

7. 直近の事業年度における事業の概況	6～7
8. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①経常収益	203
②経常利益又は経常損失	203
③当期純利益又は当期純損失	203
④資本金及び発行済株式の総数	203
⑤純資産額	203
⑥総資産額	203
⑦預金残高	203
⑧貸出金残高	203
⑨有価証券残高	203
⑩単体自己資本比率(法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率)	203
⑪配当性向	203
⑫従業員数	203
9. 直近の2事業年度における業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	203、256
10. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの	
①資金運用収支	256
②役務取引等収支	256
③特定取引収支	256
④その他業務収支	256
11. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の	
①平均残高	256～257
②利息	256～257
③利回り	256～257
④資金利ざや	269
12. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	258
13. 直近の2事業年度における総資産経常利益率及び資本経常利益率	269
14. 直近の2事業年度における総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	269
15. 直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	260
16. 直近の2事業年度における固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	261
17. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	262
18. 直近の2事業年度における固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	263
19. 直近の2事業年度における担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び支払承諾見返額	262、272
20. 直近の2事業年度における使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	262
21. 直近の2事業年度における業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	263
22. 直近の2事業年度における中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	264
23. 直近の2事業年度における特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高	265
24. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	269

25. 直近の2事業年度における有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の残存期間別の残高	268
26. 直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の平均残高	267
27. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	269

銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

28. リスク管理の体制	8～23
29. 法令遵守の体制	24
30. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	28～29
31. 法第12条の3第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定銀行業務紛争解決機関の商号又は名称	

銀行の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

32. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	236～242
33. 銀行の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	265
②危険債権	265
③三月以上延滞債権	265
④貸出条件緩和債権	265
⑤正常債権	265
34. 自己資本の充実の状況	351～362
35. 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項(34.に掲げる事項を除く)	363～366
36. 有価証券に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	248～249
37. 金銭の信託に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	250
38. 第13条の3第1項第5号イからホまでに掲げる取引に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	251～254
39. 電子決済手段に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	255
40. 暗号資産に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	255
41. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	264
42. 貸出金償却の額	264
43. 銀行が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	236
44. 単体自己資本比率及び単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	351

報酬等に関する事項

374～379

信託業務に関する事項

45. 信託業務の内容	本書冒頭
46. 直近の5事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①信託報酬	203
②信託勘定貸出金残高	203
③信託勘定有価証券残高(⑥に掲げる事項を除く。)	203
④信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第21条第4項に規定する履行保証電子決済手段をいう。)残高	203
⑤信託勘定暗号資産(資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産をいう。)残高及び履行保証暗号資産(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第21条第5項に規定する履行保証暗号資産をいう。)残高	203
⑥信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等(金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。)残高	203
⑦信託財産額	203
47. 直近の2事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①信託財産残高表(注記事項を含む)	273
②金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託(以下「金銭信託等」という)の受託残高	273
③元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)の種類別の受託残高	273
④元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額	273
⑤信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	274
⑥金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券、電子決済手段及び暗号資産の区分ごとの運用残高	274
⑦金銭信託等に係る貸出金の科目別(証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分)の残高	274
⑧金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	275
⑨担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高	275
⑩使途別(設備資金及び運転資金の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高	275
⑪業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	275
⑫中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	276

⑬金銭信託等に係る有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分)の残高	276
⑭電子決済手段の種類別の残高	276
⑮暗号資産の種類別の残高	276
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条(単体・資産の査定の基準)	三井住友銀行
1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	265～266
2. 危険債権	265～266
3. 要管理債権	265～266
4. 正常債権	265～266
銀行法施行規則第19条の3(連結)	三井住友銀行
銀行及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
1. 銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	2、6～7、39
2. 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項	
①名称	44～47
②主たる営業所又は事務所の所在地	44～47
③資本金又は出資金	44～47
④事業の内容	44～47
⑤設立年月日	44～47
⑥銀行が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	44～47
⑦銀行の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	44～47
銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
3. 直近の事業年度における事業の概況	2、6～7、39
4. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①経常収益	203
②経常利益又は経常損失	203
③親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失	203
④包括利益	203
⑤純資産額	203
⑥総資産額	203
⑦連結自己資本比率	203
銀行及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
5. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	204～206、208～209
6. 銀行及びその子会社等の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	265
②危険債権	265
③三月以上延滞債権	265
④貸出条件緩和債権	265
⑤正常債権	265
7. 自己資本の充実の状況	278～346
8. 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項(7.に掲げる事項を除く)	347～350
9. 連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報	234～235
10. 銀行が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	204
11. 連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	278
報酬等に関する事項	374～379

信託業法施行規則第43条第3項

三井住友銀行

法第50条の2第1項の登録を受けた者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 商号	2
2. 沿革及び経営の組織	2、42～43
3. 役員及び業務を執行する社員の氏名及び役職名	40～41
4. 信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務を行う主たる営業所並びにその他の営業所の名称及び所在地	277
5. 営んでいる業務の種類	本書冒頭

法第50条の2第1項の登録を受けた者の業務の状況に関する次に掲げる事項

6. 直近の事業年度における信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務の概要	277
7. 直近の5事業年度における信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①信託報酬	277
②信託財産額	277
③信託財産の概要	277
8. 直近の2事業年度における信託財産の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①信託財産残高表	277
②信託財産の種類ごとの件数、元本額	277
9. 信託財産の分別管理の状況	277
10. 信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務以外の業務の状況	6～7

法第50条の2第1項の登録を受けた者の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項

11. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書	236～242
12. 11.に掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨	236

法第50条の2第1項の登録を受けた者の内部管理の状況に関する事項

30～31

子会社等を有する場合にあっては、法第50条の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項

13. 法第50条の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	204～206、208～209
14. 13.に掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨	204

法第50条の2第1項の登録を受けた者を連結子会社とする者(当該者を連結子会社とする者を除く)がいる場合にあっては、当該者及び同項の登録を受けた者の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項

15. 当該者及び法第50条の2第1項の登録を受けた者の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	73～75、77～78
16. 15.に掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨	73

法第50条の2第1項の登録を受けた者が法第23条の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

平成26年金融庁告示第7号第7条2項

三井住友
フィナンシャルグループ

(資本の構成に関する開示事項)

自己資本の構成に関する開示事項

117～120

平成26年金融庁告示第7号第7条3項

三井住友
フィナンシャルグループ

(定性的な開示事項)

連結の範囲に関する次に掲げる事項

1. 持株自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「持株会社グループ」という)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	117
2. 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	117
3. 持株自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	117

4. 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	117
5. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	117
自己資本の充実度に関する評価方法の概要	10～25
持株会社グループ全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続き及び体制の概要	20～25
信用リスク(第5号に規定するもの及び第6号のリスクに該当するものを除く)に関する次に掲げる事項	
1. リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続き及び体制の概要	12～17、126～129、142
2. 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要	122
3. 標準的手法採用行にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等(適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう)の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合にあっては、その理由を含む)	142
4. 内部格付手法採用行にあっては、次に掲げる事項	
①信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD(標準的手法が適用されるポートフォリオにあっては、エクスポージャーの額)がEADの総額に占める割合	129
②内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯	126
③内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要	
(i) 資産区分ごとの格付付与手続	126～128
(ii) パラメーター推計(PD、LGD及びEADの推計をいう)及びその検証体制	129
(iii) 内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制	13～14
④標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準	
(i) ソブリン向けエクスポージャー	150、151
(ii) 金融機関等向けエクスポージャー	150、151
(iii) 株式等エクスポージャー	150、151
(iv) 購入債権	150、151
(v) 事業法人向けエクスポージャー(中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。)	150、151
(vi) 中堅中小企業向けエクスポージャー	150、151
(vii) 居住用不動産向けエクスポージャー	150、151
(viii) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	150、151
(ix) その他リテール向けエクスポージャー	150、151
(x) 特定貸付債権	150、151
(xi) 事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け	150、151
⑤①から④までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項	
内部格付手法を段階的に適用する計画がない場合	
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	
一 使用する内部格付手法の種類	—
二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	—
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	
一 使用する内部格付手法の種類	—
二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	—
三 内部格付手法の適用を除外する事業単位(多数である場合にあっては、主な事業単位)又は資産区分の範囲	—
内部格付手法を段階的に適用する計画がある場合	
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	
一 使用する内部格付手法の種類	142
二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	142
三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲	142
四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類	142
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	
一 使用する内部格付手法の種類	—
二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	—
三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲	—

四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類	—
五 内部格付手法の適用を除外する事業単位(多数である場合にあっては、主な事業単位)又は資産区分の範囲	—
信用リスク削減手法(派生商品取引、レポ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く)に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	152
カウンターパーティ信用リスクに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要(当該カウンターパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む)	153
証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項	
1. リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	164
2. 持株自己資本比率告示第226条第1項第1号から第4号まで(持株自己資本比率告示第280条の2第2項において準用する場合を含む)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要	164
3. 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別並びに持株会社グループの子法人等(連結子法人等を除く)及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引(当該持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該持株会社グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称	164
4. 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響	165
5. 証券化取引に関する会計方針	165
6. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合にあっては、その理由を含む)	165
7. 内部評価方式を使用している場合には、その概要	—
CVAリスクに関する次に掲げる事項	
1. CVAリスク相当額の算出に使用する手法(SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。)の名称及び各手法により算出される対象取引の概要	175
2. CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要(CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。)	175
3. SA-CVA採用行にあっては、次に掲げる事項	
①CVAに関するリスク管理体制の概要(取締役等の関与の仕組みを含む。)	—
②CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要(CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告の状況並びにCVAエクスポージャー計測モデル検証部署及び内部監査部署の関与の状況を含む。)	—
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(持株自己資本比率告示第2条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る)	
1. リスク管理の方針、手続及び体制の概要(次に掲げる事項を含む。)	
①リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法	17
②トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続(低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。)	17、177
③トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項	
(i) 当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値	—
(ii) 当該振替の理由	—
④内部取引担当デスクのリスク移転の状況	—
2. 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容	17
3. トレーディング・デスク(バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門を含む。)の構造及び保有する商品の種類(内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。)	—
4. 期待ショート・フォールモデルに関する次に掲げる事項(内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。)	
①適用する場合には、その範囲(トレーディング・デスクの概要を含む。)	—
②主要なトレーディング・デスクのうちストレス期待ショート・フォール(SSES)によりマーケット・リスク相当額を算出するものの概要	—

③マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法(ストレス・テストを含む。)	—
④概要(計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及び市場混乱時の特定方法等を含む。)	—
⑤使用するデータの更新頻度	—
⑥重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要(モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。)	—
5. モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法(内部モデル方式を用いている場合に限る。)	—
6. DRCモデルに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を用いる場合に限る。)	—
①適用する場合には、その範囲(トレーディング・デスクの概要を含む。)	—
②概要(計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、PDの前提及びエクスポージャーのネットティングの方法を含む。)	—
③自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法(自己資本比率告示第277条第3項各号に掲げる要件を含む。)	—
7. モデル検証部署による内部モデル方式の設計及び運用に係る検証、一般的な手法、各種の前提並びに評価の方法(内部モデル方式を用いる場合に限る。)	—
オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	20～21
2. BIの算出方法	180
3. ILMの算出方法	180
4. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した連結子法人等又は事業部門の有無(連結子法人等又は事業部門を除外した場合にあっては、その理由を含む。)	180
5. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合にあっては、その理由を含む。)	180
出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	176
金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別紙様式第2号第26面、第27面及び第29面、別紙様式第4号第21面から第23面まで並びに別紙様式第11号の2を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	179
2. 金利リスクの算定手法の概要	179
連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	183～187
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明	188～190
平成26年金融庁告示第7号第7条4項	
(定量的な開示事項)	
その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	117
信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項	
1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳	
①地域別	124
②業種別	124
③残存期間別	124
2. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成10年金融再生委員会規則第2号)第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	
①地域別	125
②業種別	125
3. 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高	125
4. 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条第2項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第3項に規定する危険債権又は同条第4項に規定する三月以上延滞債権に該当するものを除く)に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額	125

リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第54条の5の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう)又は信用リスク・アセットのみなし計算(持株自己資本比率告示第145条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう)が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

1. 持株自己資本比率告示第54条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第145条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	141
2. 持株自己資本比率告示第54条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第145条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	141
3. 持株自己資本比率告示第54条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第145条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	141
4. 持株自己資本比率告示第54条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第145条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	141
5. 持株自己資本比率告示第54条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第145条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	141

定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。

平成26年金融庁告示第7号第7条5項

三井住友
フィナンシャルグループ

(レバレッジ比率に関する開示事項)

持株レバレッジ比率に関する開示事項

1. 持株レバレッジ比率の構成に関する事項	193～194
2. 前連結会計年度の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る)	—

平成26年金融庁告示第7号第7条6項

三井住友
フィナンシャルグループ

(TLACに関する開示事項)

1. 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項	195
2. 内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項	196～197
3. 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項	198

平成26年金融庁告示第7号第2条2項

三井住友銀行

(資本の構成に関する開示事項)

自己資本の構成に関する開示事項

351～354

平成26年金融庁告示第7号第2条3項

三井住友銀行

(定性的な開示事項)

金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別紙様式第2号第26面及び別紙様式第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要	179、356
2. 金利リスクの算定手法の概要	179、356

貸借対照表の科目が別紙様式第1号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

357～360

自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明

—

平成26年金融庁告示第7号第2条5項

三井住友銀行

(定量的な開示事項)

定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。

平成26年金融庁告示第7号第2条6項

三井住友銀行

(レバレッジ比率に関する開示事項)

単体レバレッジ比率に関する開示事項

1. 単体レバレッジ比率の構成に関する事項	361～362
2. 前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)	—

平成26年金融庁告示第7号第4条2項

三井住友銀行

(資本の構成に関する開示事項)

自己資本の構成に関する開示事項

278～281

平成26年金融庁告示第7号第4条3項

三井住友銀行

(定性的な開示事項)

連結の範囲に関する次に掲げる事項

1. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下この号において「連結グループ」という)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に規定する連結の範囲(以下「会計連結範囲」という)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	278
2. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	278
3. 自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	278
4. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	278
5. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	278

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

10～25

連結グループ全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

20～25

信用リスク(第5号に規定するもの及び第6号のリスクに該当するものを除く)に関する次に掲げる事項

1. リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	12～17、126～129、142、287、300
2. 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要	122、283
3. 標準的手法採用行にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等(適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう)の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合にあっては、その理由を含む)	142、300
4. 内部格付手法採用行にあっては、次に掲げる事項	
①信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD(標準的手法が適用されるポートフォリオにあっては、エクスポージャーの額)がEADの総額に占める割合	287
②内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯	126、287
③内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要	
(i) 資産区分ごとの格付付与手続	126～128
(ii) パラメーター推計(PD、LGD及びEADの推計をいう)及びその検証体制	129
(iii) 内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制	13～14
④標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準	
(i) ソブリン向けエクスポージャー	308、309
(ii) 金融機関等向けエクスポージャー	308、309
(iii) 株式等エクスポージャー	308、309
(iv) 購入債権	308、309
(v) 事業法人向けエクスポージャー(中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。)	308、309
(vi) 中堅中小企業向けエクスポージャー	308、309
(vii) 居住用不動産向けエクスポージャー	308、309
(viii) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	308、309
(ix) その他リテール向けエクスポージャー	308、309
(x) 特定貸付債権	308、309
(xi) 事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け	308、309
⑤①から④までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項	

内部格付手法を段階的に適用する計画がない場合	
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	
一 使用する内部格付手法の種類	300
二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	300
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	
一 使用する内部格付手法の種類	—
二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	—
三 内部格付手法の適用を除外する事業単位(多数である場合にあっては、主な事業単位)又は資産区分の範囲	—
内部格付手法を段階的に適用する計画がある場合	
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	
一 使用する内部格付手法の種類	—
二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	—
三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲	—
四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類	—
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	
一 使用する内部格付手法の種類	—
二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	—
三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲	—
四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類	—
五 内部格付手法の適用を除外する事業単位(多数である場合にあっては、主な事業単位)又は資産区分の範囲	—

信用リスク削減手法(派生商品取引、レボ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く)に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	152、310
--	---------

カウンターパーティ信用リスクに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要(当該カウンターパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む)	153、311
---	---------

証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項

1. リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	164、322
2. 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号まで(自己資本比率告示第302条の2第2項において準用する場合を含む)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要	164、322
3. 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等(連結子法人等を除く)及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引(当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称	164、322
4. 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響	165、322
5. 証券化取引に関する会計方針	165、322
6. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合にあっては、その理由を含む)	165、322
7. 内部評価方式を使用している場合には、その概要	—

CVAリスクに関する次に掲げる事項

1. CVAリスク相当額の算出に使用する手法(SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。)の名称及び各手法により算出される対象取引の概要	175、332
2. CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要(CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。)	175、332
3. SA-CVA採用行にあっては、次に掲げる事項	
①CVAに関するリスク管理体制の概要(取締役等の関与の仕組みを含む。)	—
②CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要(CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告の状況並びにCVAエクスポージャー計測モデル検証部署及び内部監査部署の関与の状況を含む。)	—

マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(自己資本比率告示第2条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る)

1. リスク管理の方針、手続及び体制の概要(次に掲げる事項を含む。)	
①リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法	
②トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続(低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。)	17、177
③トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項	
(i) 当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値	—
(ii) 当該振替の理由	—
④内部取引担当デスクのリスク移転の状況	—
2. 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容	17
3. トレーディング・デスク(バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門を含む。)の構造及び保有する商品の種類(内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。)	—
4. 期待ショート・フォールモデルに関する次に掲げる事項(内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。)	
①適用する場合には、その範囲(トレーディング・デスクの概要を含む。)	—
②主要なトレーディング・デスクのうちストレス期待ショート・フォール(SES)によりマーケット・リスク相当額を算出するものの概要	—
③マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法(ストレス・テストを含む。)	—
④概要(計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及び市場混乱時の特定方法等を含む。)	—
⑤使用するデータの更新頻度	—
⑥重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要(モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。)	—
5. モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法(内部モデル方式を用いている場合に限る。)	—
6. DRCモデルに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を用いる場合に限る。)	
①適用する場合には、その範囲(トレーディング・デスクの概要を含む。)	—
②概要(計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、PDの前提及びエクスポージャーのネットティングの方法を含む。)	—
③自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法(自己資本比率告示第277条第3項各号に掲げる要件を含む。)	—
7. モデル検証部署による内部モデル方式の設計及び運用に係る検証、一般的な手法、各種の前提並びに評価の方法(内部モデル方式を用いる場合に限る。)	—

オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要	20～21、334
2. BIの算出方法	335
3. ILMの算出方法	335
4. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した連結子法人等又は事業部門の有無(連結子法人等又は事業部門を除外した場合にあっては、その理由を含む。)	335
5. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合にあっては、その理由を含む。)	335

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	176、332
--	---------

金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別紙様式第2号第26面、第27面及び第29面、別紙様式第4号第21面から第23面まで並びに別紙様式第11号の2を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要	179、334
2. 金利リスクの算定手法の概要	179、334

連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	338～341
---	---------

自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明	342～344
--	---------

平成26年金融庁告示第7号第4条4項

三井住友銀行

(定量的な開示事項)

その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

278

信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項

1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳

①地域別

284

②業種別

284

③残存期間別

284

2. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成10年金融再生委員会規則第2号)第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

①地域別

285

②業種別

285

3. 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高

286

4. 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条第2項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第3項に規定する危険債権又は同条第4項に規定する三月以上延滞債権に該当するものを除く)に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額

286

リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第76条の5の規定によりリスク・ウェイトを算出することを行う)又は信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第167条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することを行う)が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

1. 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

299

2. 自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

299

3. 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

299

4. 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

299

5. 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

299

(定量的な開示事項)

定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。

平成26年金融庁告示第7号第4条5項

三井住友銀行

(レバレッジ比率に関する開示事項)

連結レバレッジ比率に関する開示事項

1. 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

345～346

2. 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)

—

平成26年金融庁告示第7号第4条6項

三井住友銀行

(TLACに関する開示事項)

1. 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項

—

2. 内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項

—

3. 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項

—

平成27年金融庁告示第7号第7条

三井住友
フィナンシャルグループ

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

連結流動性リスク管理に係る開示事項

1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項	17、19
2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項	19
3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項	19

連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	199
2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	199
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	199
4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項	199

連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項

200

連結安定調達比率に関する定性的開示事項

1. 時系列における連結安定調達比率の変動に関する事項	201
2. 相互に関係する資産・負債の特例に関する事項	201
3. その他連結安定調達比率に関する事項	201

連結安定調達比率に関する定量的開示事項

202

平成27年金融庁告示第7号第2条

三井住友銀行

(単体流動性カバレッジ比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

単体流動性リスク管理に係る開示事項

1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項	17、19
2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項	19
3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項	19

単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

1. 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	363
2. 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	363
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	363
4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項	363

単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項

364

単体安定調達比率に関する定性的開示事項

1. 時系列における単体安定調達比率の変動に関する事項	365
2. 相互に関係する資産・負債の特例に関する事項	365
3. その他単体安定調達比率に関する事項	365

単体安定調達比率に関する定量的開示事項

366

平成27年金融庁告示第7号第4条

三井住友銀行

(連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

連結流動性リスク管理に係る開示事項

1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項	17、19
2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項	19
3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項	19

連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	
1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	347
2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	347
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	347
4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項	347
連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	
	348
連結安定調達比率に関する定性的開示事項	
1. 時系列における連結安定調達比率の変動に関する事項	349
2. 相互に関係する資産・負債の特例に関する事項	349
3. その他連結安定調達比率に関する事項	349
連結安定調達比率に関する定量的開示事項	
	350